

# 「イスラームの今日的使命 —カリフ制再興による大地の解放」<sup>①</sup>

中 田 考

(同志社大学大学院神学研究科・神学部教授)

## Abstract

The aim of this paper is to show the *Idealtypus* of the Islamic politics, i.e., the Caliphate (*Khilāfah*), which is the key concept to understand the contemporary so-called Islamic movements because the Caliphate is still the normative Islamic polity binding on Muslims as *The Encyclopedia of Islamic Jurisprudence (al-Mawsū'ah al-Fiqhīyah)* which is endorsed by the Ministry of the Religious Endowments and Islamic Affairs of Kuwait clarifies that the establishment of the Caliphate is obligatory by consensus of Islam.

At the time of the accomplishment of the revelation of Allah and the conquest of the Arabian Peninsula under Islam, the form of the Islamic mission was transformed from the propagation of faith and ethics for the individual to the expansion of the territory governed by Islamic law and the liberation of all oppressed human beings through jihad. Jihad freed the people from the tyranny of their unjust rulers and their lives and property were protected under Islamic Law and in addition *Ummah* (Muslim Community) and various sub-communities enjoyed autonomy in their religious fields.

The governance of the Prophet Muhammad was “theocratic”, but the rule of the caliph is “secular” because he inherited only the political authority of the Prophet, pluralistic because it leaves the *Ummah* and other religious communities to self-governance in the field of religion including not only religious rituals but also family laws and dress-codes, and anti-totalitarian because it does not force its ideology on the non-Muslims or on the Muslims themselves.

The “House of Islam” is the law-governed territory in which the caliph, the head of the *Ummah*, rules according to Islamic law and plural religious communities coexist

---

①本稿は2009年10月10日（土）に同志社大学で開催された日本オリエント学会 第51回大会における公開講演「イスラーム政体カリフ制をめぐって」の発表原稿に加筆訂正したものである。

while enjoying religious autonomy. The fact that there should be only one caliph symbolizes the unity of the Islamic domain and guarantees the freedom of movement of human beings, commodities, moneys (or capitals), and information. So the abolishment of borders which hinder the movement of the people is an indispensable and essential aspect of the Islamic order.

The establishment of the Caliphate *Khilāfah* is an obligation under Islamic law. The Caliph is responsible for enforcing Islamic law, as well as being the living symbol of the unity of the “House of Islam”. Therefore the obligation to establishment of the Caliphate is actually an obligation to abolish the “territorial national states” which have divided the Islamic world into separately governed parts that are being ruled according to Western law, and to reestablish the “House of Islam”, as a unified, Islamic domain.

The reestablished Caliphate will not rush into war for the Islamic mission, because contemporary war in which inhumane weapons of mass-destruction are used clearly opposes the war ethics of Islam. The relation between the caliphate, or the “House of Islam” and the external world might be described as a “peace” by truce in principle. The coming caliphate in the “House of Islam” will vie with the “House of War” as to which of the two is more comfortable to live in, attracting immigrants in the external world under the truce.

## 1. 初めに

現在イスラーム世界は、西欧帝国主義列強の植民地化によるウンマの分断、世俗主義、政教分離主義にたつトルコ共和国の成立、カリフ制の消滅という未曾有の事態に直面し、新たな政治理念を模索しつつある。現代のイスラーム政治論は、西欧による植民地化という外傷体験を経ることにより、西欧的政治理念を先取りし、尚かつその限界を越えるものとしての、あるべき「イスラーム的政治」の姿を描く、という方向性を強いられることになった。その結果それは、西欧的政治観とは異なるイスラームに独自の政治理念を抽出しようとの外見にも拘らず、「民主主義」、「法治主義」、「人民主権」、「平等」などをキーワードとする古典的西欧政治学の枠組みの中で、「イスラーム的政治理念を「再構成」せざるをえないことになる。即ち現代のイスラーム政治論は、旧来の「イスラーム諸学」の知的遺産を、西欧的政治学の枠組みに当はめて切り取り、再構成したものなのである。そ

してこのような再構成の素材となったのは、先ずクルアーン、スンナ、及び正統カリフたちの言行録であり、ついでイスラーム神学、法学のテキストに他ならない。 — 中略 —

ところが現代のイスラーム政治論は、クルアーン、スンナ、正統カリフの言行録などから、「あるべきイスラームの政治像」を直接に抽出することに急であり、伝統的イスラーム学の中で、イスラーム的政治がどのように表現されてきたかを「学問的」に明らかにする作業を怠ってきたように思われる。しかし過去への真摯な反省なくして生産的な再構築はあり得ない。そこで本稿では、「あるべきイスラーム的政治像」が現代に於いていかなる表現を取るべきかを考えるための準備作業の一つとして、「近代」以前に於ける「伝統的」イスラームの政治思想の展開のスケッチを試みたい。

これは、1991年にこのオリエント学会の機関紙『オリエント』第33巻第2号（79-95頁）に掲載された拙稿「イスラーム法学に於けるカリフ論の展開」で書いた文章です。

この論文は『史学雑誌』の回顧と展望において慶應大学の長谷部史彦先生から、お褒めの言葉をいただきましたが、後にも先にも、私が学界で肯定的に評価された唯一の思い出深い論文でもあります。

あれから20年余り経った本日、このオリエント学会の公開講演の場において、「あるべきイスラーム的政治像が現代に於いていかなる表現を取るべきか」についてお話できることになりましたこと、先ず全知全能なるアッラーに感謝を捧げ、今日のお話を始めさせていただきたいと思えます。

## 2. 理念型としてのカリフ制

という訳で、今日、ここでお話する「カリフ制」とは、神に仕えるために学問をしている私自身にとっては、主体的には「あるべきイスラーム的政治像」の理想であるわけです。しかし同時にオリエンタリストの立場からは、現実の世界に存在するイスラーム政治運動を理解するための分析概念、マックス・ヴェーバーの言うところの「理念型 (Idealtypus)」となります。ヴェーバーは『社会科学の方法』の中で「理念型」について、「(論理矛盾なく) 統一された一つの思惟像」「一つのユートピア」(マックス・ヴェーバー『社会科学の方法』講談社2002年107-108頁)と呼んでいます。「理念型」とは、研究者の思惟の中で、

ノイズを捨象して論理的に首尾一貫した形で構成された社会組織や人格などの像であり、現実には決して存在しないにもかかわらず、それを用いることで、現実を明晰に理解することが可能になる抽象的な分析概念です。つまり丁度、大きさを持たない「点」、幅を持たない「線」のような概念が、現実の世界には決して存在しないにもかかわらず、そうした概念を想定することにより、物理学的な認識が可能になるのと同じ機能を、社会科学において、「理念型」は果たすのです。そして、この「理念型」は、あくまでも分析の道具であり、善悪に関しては全く中立的です。ヴェーバー自身は、理念型の価値中立性を言うのに、売春宿の理念型といったものも可能であるとの例をあげています。他にも、暴力団の理念型、通り魔の理念型、ストーカーの理念型など、いくらでも「悪者」の理念型を作ってみせることができるでしょう。

ですから、今日、ここでお話する「カリフ制」は、私にとっては、「理想的」な「あるべきイスラームの政治像」なわけですが、私と価値観を異にする人々、皆さんのほぼ全員がそうかと思いますが、にとっては、なんとしても実現を阻むべき悪夢に他ならない、ということもあっておかしくありません。理念型が価値中立な分析概念である、とはそういうことです。

### 3. イスラーム政治運動の理念型分析

今日、私がお話するイスラーム政治の理念形は、カリフ制になりますが、現実には存在しないこのカリフ制を理解することが、現実のイスラーム運動を理解するために実は極めて有用なのです。現在イスラーム地域研究と称するものは、そもそもイスラーム政治とは何か、との理念に対する問いを欠いています。それらは、ただ現在のイスラーム世界に存在している全体主義的独裁制、王制、軍政などの雑多な既存の秩序への対応を基準に「原理主義」、「急進派」、「穏健派」、「中道派」などと命名して、場当たりの記述を積み重ねているだけであり、彼らの行動の意図を正しく了解することができず、したがって状況が変わった場合の未来の行動の予測もできていません。イスラーム政治運動を分析するためには、そもそもイスラーム政治と呼ぶものが何であるのか、を明らかにすることが必要になるのです。

しかし、何をもってイスラーム政治と呼ぶことができるのか、を決めることは困難に思えるかもしれません。特に、我々が今、目にしている通り、ムスリムたち自身がイスラームの政治が何であるのかをめぐって、四分五裂の状態であるかのように見えるからです。しかし、実はそんなことはなく、イスラーム

政治の枠組みについては現在も広範な合意が成立しており、相違はそれぞれの生きる環境の違いに基づく実現のための具体的な適用の方法論の違いに過ぎません。異論に見えるものは、学問的根拠の無いトンデモ説の類でしかないのです。理由は、世界で最も安定した法体系であるイスラーム法にあります。そして実は、イスラーム法こそ法の中の法であり、現在、我々が法と呼んでいるものは、法の名に値しないのですが、それはまた後で改めて論じたいと思います。

イスラーム法はローマ法と並ぶ典型的な法曹法、学者法であり、法規範とは法学書に記された学説に他なりません。そして法曹法、学者法としてのイスラーム法体系は、10-13世紀には完成の域に達し、その後、殆ど変化することなく高度の安定性を保っています。イスラーム法は法曹法、学者法であるため、そもそも国家の恣意的な立法の影響を受けません。そして10世紀にわたって安定性を保ってきたイスラーム法では、法規範は法学書、それも古典法学書に記された学説なのですそしてそれが、10世紀に及ぶ時代を超えて、東はインドネシアから西はモロッコにいたるまで広範なイスラーム世界全域にわたって、初等教育から高等教育に至るまで暗唱をされることを基本に教えられ続けているのです。

#### 4. スンナ派イスラームのカリフ制

千年の時を超えて、今も尚、イスラーム世界全域で教えられている「あるべきイスラーム政治像」、それが今日お話しするカリフ制です。冒頭で述べた通り、「あるべきイスラーム的政治像が現代に於いていかなる表現を取るべきか」こそが、私のこれまで20年間の研究の課題だったわけです。しかし現代日本の文化的文脈に適した語り口でカリフ制を表現する以前に、先ず、現在でもなお妥当する古典イスラーム学のカリフ論がどのようなものかを概観しておきましょう。

先ず、最初にお断りしておかなければならないのは、今日お話しするカリフ制というのは、全イスラーム教徒の約9割を占めると言われるスンナ派イスラーム法学の規定する政治体制であり、シーア派のイマーム制とは別のものである、ということです。実は、「カリフ」というのは歴史学の用語であり、スンナ派でも法学用語としては、カリフはイマーム、あるいは礼拝の導師としてのイマームと区別するため最高イマームと呼ばれます。しかしシーア派のイマーム制との混同を避けるために、スンナ派におけるイスラーム政治体制をカリフ制と呼び慣わしているのです。

先ほど、イスラーム法は法曹法、学者法であることにより、国家からの恣意的な干渉を免れている、と申しました。また、オスマン朝の崩壊以来、世界にカリフが存在しないことは周知であり、また国際政治、外交の場で、カリフ制が論じられることがないのも事実です。しかしそれは、現代の西欧型国民国家のイデオロギーに立脚しているムスリム諸国でさえ必ずしもカリフ制を公式に否定していることを意味しません。分かりやすい例を挙げましょう。

## 5. 『イスラーム法学辞典』のカリフ制の諸規定

クウェイトには寄進・イスラーム宗務省という省がありますが、そこが公式に運営するウェブサイト『イスラーム法学辞典』（全45巻）(<http://www.awkaf.net/mousoaa-index.html>) という項目があります。<sup>②</sup>

この『イスラーム法学辞典』は、単にクウェイト一国の立場を反映しているものではありません。本辞典は現存するイスラーム法学の最も浩瀚で包括的な辞典ですが、当初、スンナ派世界最大のイスラーム学者集団を擁するエジプトのイスラーム宗務最高評議会が1967年に着手したものを、資金難に陥ったためにクウェイト政府がそれを引き継いで完成させたものです。そして本辞典はサウジアラビアのイスラーム宗務・寄進・宣教・善導省の公式ウェブサイトにも転載収録されています。ですので、本辞典は現代のムスリム諸国政府のイスラーム宗務担当官たちの見解の最大公約数を表すものとみなすことができます。

そしてこの『イスラーム法学辞典』のカリフ関係の規定の主な項目を見ると、以下のように書かれています。

「カリフ制契約（アクド・イマーム）が義務であること、及び、アッラーの諸規範を施行し、アッラーの使徒がもたらしたシャリーア（聖法）によってムスリムたちを治める公正な一人のカリフに服従する義務があることで、ウンマ（ムスリム共同体）は、合意している。そして反対意見が顧慮される者（学者）で、このコンセンサス（イジュマーウ）から外れる者はいないのである。」（第6巻）

「宗教の保護とウンマの諸事の処理を司るカリフ（イマーム）が擁立されねばならない（ワジャバ）。そしてその義務（ファルド）はイジュマーウ（コンセンサス）によっている。」（第25巻）

「イスラーム法学者の絶対多数が、『二人のカリフに忠誠誓約がなされた場合

<sup>②</sup>但し、このWebsiteにはなぜか全45巻中25巻までしか掲載公開されていません。しかし幸いなことに[http://www.archive.org/details/mawsoat\\_fikh\\_pdfbook\\_ara](http://www.archive.org/details/mawsoat_fikh_pdfbook_ara)で全巻を読むことが出来ます。

は、後者を殺せ』との伝承に基づき、世界に同時に二人のカリフが存在することは許されず、ただ一人のカリフ以外は合法ではない、と述べている。」(第6巻)

つまり、ムスリム諸国政府のイスラーム宗務担当官たちが、公式にカリフの擁立が義務であると明言しています。しかも誤解の余地が無いように、カリフの擁立の義務はコンセンサスが成立している事項であり、まともな学者でそれに異論を唱える者はいないこと、そしてカリフはどの時代にも世界で一人しかいてはならないことを念を押して強調しているのです。そして、これはこの『イスラーム法学辞典』の特殊な立場ではなく、10世紀にわたるイスラーム学の確立した伝統を表現しているに過ぎません。

## 6. カリフの空位と、イスラーム政治のメルクマール

西欧においては、法とは、何よりも国家による強制を伴う規範として表象されています。しかし、イスラーム法は、国家の強制とは全く無関係に妥当します。ムスリム諸国を旅すれば、夜明け前から礼拝の呼びかけがモスクから聞こえてくるのを耳にします。またラマダーン月になるとムスリムたちが断食する姿が世界中で見られます。しかし我々ムスリムが礼拝をし、断食を行うのは、政府や宗教団体によって強制されているからではありません。礼拝を命じ、断食を命じた神を信じ、来世での裁きを信ずるがゆえに、国家の制裁の有無にかかわらず、礼拝し、断食するのです。カリフ制も同様です。国家がカリフ制を施行しなくとも、カリフの擁立が義務であることに変わりはありません。現在もイスラームの政治制度はカリフ制です。ただそれが諸般の事情により、今はカリフ位が空位になっているに過ぎないのです。

カリフ制はイスラームの政治制度であり、その任務、機能が法制化されています。幸い、カリフ制の基本文献である11世紀の法学者アル＝マーワルディー(1058年没)の『統治の諸規則』には邦訳(湯川武訳『統治の諸規則』慶應大学出版会2006年)がありますので、その具体的な内容は、日本語でも読むことができます。先に述べたように理念型は現実には存在しない思惟による抽象です。イスラーム法学の定めるカリフの任務、機能が完全に果たされない限り、カリフ制が存在しない、と言うことはできません。それは、民主制でも同じです。全ての政治的な意思決定が自由な合議の末に多数決によって決められる体制が民主主義の理念型であるとすれば、それを完全に満たさない限り民主制と呼ぶことはできない、と言うなら、民主制はかつて存在したことはなく、将来も存在しないでしょう。しかし、逆にどんな制度でも、大なり小なり民主制的

要素は含まれているから、民主制と呼べる、と言うのもまた極論、暴論でしょう。支配者が世襲で、選挙も議会も無く、被支配者の意思を政治に反映させるチャンネルが皆無の政治体制はどう強弁しても民主制とは呼べません。どのような政治体制であれ、それがその体制だと言えるためには、たとえ理念型にぴったり一致しなくとも、最低限満たすべき要件、メルクマールがあるはずで、カリフ制も同様です。ある体制がカリフ制、つまりイスラーム政治体制である、と呼べるためには、最低限備えていなければならない要件、その体制がイスラーム政治体制と呼べるか否かを判定することのできるメルクマールが存在しなくてはなりません。それがその体制のイスラーム性を判別するメルクマールであるためには、それは一義的に明瞭でなくてはなりません。したがって、正義、平等、合議、友愛、といった曖昧な概念はイスラーム政治のメルクマールにはなりません。

私は、カリフ制、あるいはイスラーム政治体制のメルクマールを、ヨルダンのヤルムーク大学教授でイスラーム国法学の権威であるマフムード・アル＝ハーリディーに従って、(1)法の支配、(2)元首の選挙、(3)統治の一体性、(4)元首による政令の裁可、の4つの原則と考えています。

## 7. 法の支配

第一の原則は「法の支配」です。そして法とは、シャリーアに他なりません。現代の世界で法と呼ぶに値するものはイスラームの法、シャリーアしかありません。私自身、もうかれこれ30年、イスラームの研究をしておりますが、シャリーア以外に法と呼ぶものがない、と確信したのは実はやっと去年の末から今年にかけてです。世界金融危機をめぐって、日本では麻生政権による一人当たり1万2000円の定額給付金の支給、アメリカではバンクオブアメリカの救済のための200億ドルの資本注入やそのバンクアメリカの役員賞与に対する90%の課税のような場当たりの政策が、法の名の下に行われているのを見て、もはや世界には法と呼べるものはないことに気がついたのです。こうしたものは、為政者の命令であって、法ではありません。為政者の命令は法ではないことは、イギリスの法哲学者H. L. A (ハーバート・ライオネル・アドルファス) ハート (1992年没) が1961年に公刊した名著『法の概念 (*The Concept of Law*)』の中でジョン・オースティンの法の主権者命令説を批判して既に明らかにしており、法哲学における共通理解になっています。

20世紀最大の法哲学者とも言われるG. ラートブルフは、法というものは、

(1) 安定性、(2) 正義 (公正な適用)、(3) 合目的性 (個々の事件に対する適切性)、という3つのベクトルの異なる要請の間の緊張を免れることはできないけれども、中でも法の本質をなすのは安定性である、と述べています。法の安定性とは、第一に法令自体が変わらないことであり、第二にそれが周知であることを意味します。上記のような場当たり的な法律が不変性という意味での安定性を持たないことは言うまでもありません。そして比較的に変わっていない法律にしても、西欧法の継承からせいぜい100年余りしか経っていない日本の法律は、法としての安定性を有するとはとても言えません。産業革命、市民革命以降、めまぐるしく法制が変わった西欧も五十歩百歩です。周知性という意味における安定性においても、日本の義務教育では、そもそも殺人罪 (刑法第199条：人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する)、窃盗罪 (刑法235条：他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する) といった基本的な法律すら教えていません。法学という科目自体がないのです。法教育は市民には無関係な憲法が中学の「公民」の教科書の中でわずかに教えらるるに過ぎないのです。大学生ですら、殺人罪、窃盗罪ですら法学部の学生ででもない限り知りません。日本では国民に義務教育で刑法の基礎さえ教えていないこと自体、初等教育において既に法学を基礎から学ぶイスラーム文化を学ぶ者としては驚くべきことです。それにもましての驚きは、刑法すら教えていない国民に、殺人のような重罪の裁判を強制する裁判員制度です。こんな国には法の支配など存在しようがありません。

私は、だから日本が悪い国だ、と言っているわけではありません。東アジアの政治文化の基本は、徳をもって人民を治める儒教の徳治主義であり、法は無くても済むならそれが最善なのです。法は必要悪であり、それでもなくては済まないなら、最小限が望ましい。漢の高祖劉邦 (前195年没) が言ったとされる「法三章 (殺人、傷害、盗み)」が儒教の理想です。そうした文化の下で無理やりに法の支配を行おうとすると、法の支配とは似て非なるドイツ行政国家風の「法治主義」になってしまいます。それは法家の法治主義を採用した秦の始皇帝の恐怖政治から、中華人民共和国の共産党の官僚政治に至るまで連綿と続く東アジアの伝統です。更に言うなら、法は言うに及ばず道徳や倫理すら人為の悪であり、「無為自然こそ善」との、更に過激な道家の「無為自然」の思想も東アジアにはいつの時代にも根強い支持者層が存在します。どちらが良いということではなく、文化の型の違いです。勿論、個人的には、私は、シャリーアを法

とする法の支配が最善の統治形態だと確信してはおりますが。

話を元に戻しますと、日本にも、殺人や窃盗がいけないという漠然とした社会倫理はあるでしょう。なぜ人を殺してはいけないのか、と子供に問われて、答えることのできない親や教師が増えていると言われていました。また万引きの蔓延と万引きで捕まった者の意識調査を見ると、窃盗がいけないという倫理観がはたしてまだ存在しているのかさえも、怪しく思えてきます。人を殺すこと、ものを盗むことがいけないとの道徳すら失われつつある日本では、窃盗罪や殺人罪の知識すら社会に共有されていないのも無理はないでしょう。

それに比べると、イスラーム法では、預言者ムハンマドの時代以来、殺人に対しては「目には目を命には命を」の同害報復法、窃盗には手首の切断刑が定められていることは、ムスリムだけでなく、異教徒にまで知れ渡っています。シャリーア、イスラーム法こそが、法の中の法であると私が断言する所以です。尤も、「命には命を」のハンムラビ法典、聖書の律法の規定の過酷さが、クルアーンにおいては損害賠償と赦免が選択肢に加えられて緩和されていることはあまり知られていませんが。

## 8. 元首の選挙と政令

第二の原則は、ウンマによる元首の選出です。これはシーア派の王権神授説のアンチテーゼです。シーア派のイマームは、預言者の口を通してアッラーによって任命されるため、ムスリム信徒には、為政者を選ぶ権利はありません。信徒はアッラーが選んだ無謬のイマームに服従が課されるだけです。一方、スンナ派の国家元首はアッラーによって選ばれるのではなく、ウンマ、ムスリム共同体によって選ばれます。また元首はシーア派のイマームと違い無謬でもありません。元首は有資格者の中からウンマによって選ばれ、資格を失えばウンマによって解任されます。

第三の原則は、統治権の一体性で、ただ一人の元首の下にその支配に服する全ての領域が単一の法、シャリーアによって治められます。

第四に、シャリーアの法の施行細則である政令は行政府の長である元首の裁可を受けその名によって発布されます。

その政体がこれらの4つの原則のうちの一つにでも反することがあれば、その体制は、たとえ「イスラーム共和国」などと国名にイスラームの名を冠しようとして、イスラームを国教とすると謳おうと、シャリーアを国法の法源とすると憲法に定めようとしてイスラーム体制とは言えないのです。

民主主義のイデオロギーに洗脳され、立法院こそ、国権の最高機関と信じ込まされている頭には、そもそも立法院がなく、議会選挙も規定されていないこのイスラーム政体の4原則は、民主主義と相容れないように映るかもしれません。しかし実は意外とそうでもありません。法の支配の原則で説明した通り、そもそも日本の法律は法の名に値しない行政命令にすぎません。イスラーム政体においては、日本の法律にあたるものは第四原則の政令の名で法制化されます。ちなみにイスラーム政体における法、シャリーアの日本の法制における等価物は、基本的人権などの憲法にあたります。憲法と言っても、カール・シュミットの意味での憲法律とは区別された本来の意味の憲法、つまりそれに反する立法が許されない憲法の根幹にある基本原則になります。

そして政令は、最終的には、元首であるカリフが裁可して発布するわけですが、実際に政令の全てをカリフが自分独りで起案し制定することなどできるわけはありません。そして、現実には、この四原則をイスラーム政治のメルクマールとして掲げている「イスラーム政党」[*Hizbu-U-Tahrir*(解放党)]の憲法草案においても、民選の諮問議会が法案を作り元首カリフの裁可を得た上で、元首が自ら定める政令と並んで政令として発布されることになっています。そして実は日本においても、法律は実質的には立法院が法案を審議し制定しますが、それを発布するのは、政令や条約と同じく、元首である天皇（国際的には議論の余地無く天皇が国家元首です。国内的にも、他の候補の首相が元首でないことは議論の余地が無いので、内閣法制局が、元首と言えなくも無いと言っていますので、消去法で言って天皇が元首です。）ですので、イデオロギーを排して虚心坦懐に考えれば、大きな差はありません。

尤も、民主主義国家を名乗っている国が、あからさまに民主主義と矛盾する天皇制であることが認められているわけですから、民主主義などというものには何の実体もありません。本当は、民主主義云々などという問題は、まともな知性を備えた研究者が真面目に論ずる価値など無いのです。

## 9. 欧米の偶像「領域国民国家」

イスラーム政治の四原則のうち、第一、第二、第四原則は、実は「領域国民国家」のイデオロギーとも、所謂「民主主義」のイデオロギーとも、みかけとは違い、そう大きく異なるものではなく、調停、共存に少しも困難はありません。実は、イスラーム政体をして、現在世界を支配している欧米の政治イデオロギーと決定的に対立を余儀なくせしめるのは、第三原則なのであり、それが

本日の私の話「イスラームの今日的使命—カリフ制再興による大地の解放」のメインテーマとなります。

ただ一人の元首の下にその支配に服する全ての領域が単一の法によって治められる、との統治の単一性の原則は、一見すると欧米の政治思想の国家主権の単一性に容易に読み替えることができ、イスラームの特異性を表すものとは思えないかもしれません。しかし実は、欧米の政治思想の核心は、領域国民国家イデオロギーであり、イスラーム政体の第三原則はそれを真っ向から否定するものなのです。

欧米人は自分たちが自由と人権を尊ぶ民主主義者だと考えていますが、それはそれで必ずしも誤りとは言い切れないとしても、自由や人権や民主主義はお飾りとは言わなくともあくまでも従属的であって、本当のところは彼らの最高の価値観は領域国民国家イデオロギーです。ですから、少数民族、あるいはエスニシティーにしる、地域にしる、民族にしる、その他のいかなる思想、信条にしる、国籍以外の帰属に基づくマイノリティーグループが、彼らが自分たちの集団の中で民主的に独立を決定して、独立を訴えても、決して独立を認めません。民主的決定の母体は、あくまでも領域国民国家の国民でなければならないのです。あるいは、領域国民国家の外の間人も民主的決定の母体にはなりません。アフガニスタンの国民は、アメリカに自分たちの生殺与奪の決定権を握られていても、アメリカ大統領の選挙に参加することはできません。またトルコ系ユダヤ人の政治学者でイェール大学教授セイラ・ベン・ハビブが批判している通り、国際人権規約は第12条で、「すべての者は、自国を含むいずれの国からも自由に離れることができる。」と定めておきながら、国家に移民、あるいは難民の受け入れを義務付けていないために、この12条は空文化化しています。つまり、領域国民国家のイデオロギーと、民主主義や人権などの価値の二者択一を迫られた時、欧米人が選ぶのは領域国民国家イデオロギーなのです。つまり、本人たちもあまり自覚していないようですが、欧米人にとっての至上価値は、自由や民主主義や人権ではなく、領域国民国家イデオロギーなのです。

## 10. 大地の解放のカリフ制

イスラームの政体、カリフ制における政体の単一性は、領域国民国家を前提としていません。政体を支配者の数が単独か、少数者か、多数者かで分類するギリシャの政治思想の伝統に呪縛され、支配者の数に偏執的に拘る西欧人は、カリフ制と聞くと、単独者の支配する独裁制を思い浮かべるようです。本質を

見損なう愚かな反応と言わざるを得ません。カリフ制とは、なによりも、地球全体、人類全体を、神の法（シャリーア）の支配の下におこうとの、真の意味でのグローバリゼーションの政治思想なのです。先に述べた通り、イスラーム法の用語では、カリフの語は殆ど用いられず、イスラーム政体の元首はイマームと呼ばれており、カリフの語に深い意味はありません。しかし、世界観の深層においては、クルアーンではカリフ（ハリーファ及びその複数形のハラーフ）の語は地球と深く結びついており、クルアーンのカリフの用例は地球（アルド）とセットになっており、同じ節の中で地球の語が現れない少数の用例でも、必ず前後の文脈で地球が主題となっていることが分かります。勿論、「真の意味でのグローバリゼーション」だと言ったからといって、それが無条件に良いものだ、ということにはなりません。言い換えれば、それは世界制覇を目指す真正の帝国主義だということですから。

カリフ政体によるグローバリゼーション、あるいは大地の解放については、後に述べるとして、ここでは先ず、カリフ政体の特質を現代日本文化に即した表現で明らかにしておく必要があるでしょう。

## 11. カリフ制の世俗性

先ず、カリフ政体は、世俗国家である、と言ってみましょう。実は、世俗主義、政教分離、神権国家、などの概念は、いずれもヨーロッパ・キリスト教文化を背景にして初めて意味をなす概念であり、イスラーム文明だけでなく、インド文明、中国文明、日本文明（文化でもどちらでも構いませんが）にも当てはまりません。ですので、本当は、カリフ政体を世俗国家と言うことも、宗教国家、あるいは神権国家ということもどちらも意味が無いのですが、近似的に言うなら、まだ世俗国家ということになります。

というのは、スンナ派のイスラーム政治論、カリフ制は、紛れもない宗教国家、神権国家であるシーア派のイマーム制のアンチテーゼとして成立したからです。

シーア派のイマームは、アッラーの啓示に則ってウンマ（ムスリム共同体）を治めるためにアッラーから任命されます。イマームは、アッラーの導きによって過ちを犯すことの無い無謬の指導者、教主なのです。シーア派の教義によると、アッラーの神意を知りうる者は、このイマームだけであり、他の信徒たちには、アッラーの意思へのアクセスは閉ざされています。信徒たちが、アッラーの御心に従って、イスラームを実践したいと思っても、このイマームを介する

しか、アッラーの意思にアクセスすることはできないのです。

このイマーム制こそ、神と人間の間を仲介する宗教者たる聖職者が政治を行う、という西欧的意味での宗教国家、神権制に他なりません。ところが、このシーア派のイマーム制のアンチテーゼとして成立したスンナ派のカリフ制は、カリフの無謬性を明示的に否定します。スンナ派は、神意を体現する無謬の存在は預言者だけであり、預言者ムハンマドの逝去後には、いかなる人間であれ神意を体現することも、無謬性を有することもありえないと考えます。ただし、スンナ派では神意を体現する無謬の存在は預言者の逝去後には存在しなくなりますが、神とのコミュニケーションが完全に途絶えた、と考えるわけではありません。預言者やイマームのように無謬の完全な存在でなくとも、常人に比べると靈性に勝れ、時に神智を授かることもあるような宗教的エリート集団は、スンナ派の歴史の中にも存在しています。彼らは徐々にスーフイーと呼ばれる神秘主義修道者として結集するようになり、西暦12-13世紀頃からは、「道（タリーカ）」として知られる無数の神秘主義修道会を形成していきます。

しかし、こうした靈性は、イスラーム法学上カリフの資格条件とされることは決してなく、現実の歴史の中でも、こうした神秘主義修道会のカリスマ的な指導者も、時に地域の豪族のレベルで教団国家のような地方政権を作ることはあったとしても、ムスリム共同体全体を統べるカリフになることはありませんでした。

一方、ヨーロッパの宗教理解における神と「俗人」を仲介する聖性を帯びた宗教者、聖職者の概念に最も近いこのような靈性に勝れた神秘主義修道者スーフイーとは別に、イスラームには、イスラーム学の専門家であるウラマーウ（アーリムの複数形）、あるいはイスラーム学の中核のイスラーム法学を修めた者という意味でフカハーウ（ファキーフの複数形）と呼ばれるイスラーム法学者集団が存在します。

シーア派のイランではイマームの不在時には、このフカハーウ（イスラーム法学者）がイマームの代理人として信徒を導くという教義が発展し、遂にイラン・イスラーム革命において、政治を含む生活の全ての領域においてフカハーウがシーア派平信徒を全面的に指導するという「イスラーム法学者の後見（ウイラーヤ・アル＝ファキーフ）」体制が成立し、イマーム制のような典型的な宗教国家、神権政治ではないものの、ある意味では宗教国家、神権政治に近いものが実現しました。

スンナ派では、歴史的に、イスラーム法学者がカリフになったり政権の中樞

を担ったり、といったことは起きませんでした。しかし、実は、スンナ派でも、霊性や無謬性はカリフの資格条件ではありませんが、イスラーム法の知識はカリフの資格条件の一つに数えられています。というのは、先にみたように、イスラームには三権分立の思想は無く、理論的には司法も元首であるカリフの職務であり、カリフは最高裁長官も兼ねていたからです。しかし、現実には当時の世界における最大の帝国となったカリフ政体においてカリフ自身が裁判を司ることが事実上不可能になったこともあり、カリフは司法をイスラーム法学者（フカハーウ）たちに任せることが慣行化します。カリフがイスラーム法、— というよりは当時はまだイスラーム法の体系はできあがっていませんでしたから、クルアーンと預言者のスンナ（慣行）に対する知識、と云った方が適切ですが、— を有して実際に裁判を司ったカリフは、歴史家たちが正統カリフ（フラファーウ・ラーシデゥーン）と呼ぶ最初の四人のカリフ、アブー・バクル、ウマル、ウスマーン、アリーだけでした。彼らの後には、政治はカリフとその臣下の文官、武官、司法はイスラーム法学者という管掌の分業体制ができあがります。

## 12. 西欧と日本の政教分離

聖と俗の分化を基調とするヨーロッパ・キリスト教文明は、俗なる領域である政治と、聖なる領域である宗教の分離には偏執的にこだわる傾向があります。一方、法と政治が別の領域であるとの自覚が薄いため、既に述べたように為政者の命令に過ぎない立法府の制定した「法律」と、社会の起源と同じほど古くから妥当するものとして社会の全ての成員が承知しているものと考えられている「法」とを区別することができません。また合理的に体系化された行為規範の束である法体系と、理性を超えた超越的存在との象徴的コミュニケーションの体系である宗教が別の領域であることも十分に理解できていません。それゆえ、カリフとその臣下が管掌する政治の領域からは自律的な裁判という法の領域に、「スーフイーという神秘主義修道者という宗教者」とは分化した、別の法の専門家フカハーウ（イスラーム法学者）集団が従事することをもって、政教一致であるとの錯覚が生じるのです。「政治ではなく法」を、「宗教者ではなく法学者がつかさどっている」のを、つまり、「法学者が法をつかさどっている」という事態を、「政治」を「宗教者が」行っている、と二重に勘違いしているわけです。

という訳で、カリフ政体は、宗教国家、神権国家、というよりもどちらかと

言えば世俗国家ということになります。イメージとしては、戦前の日本、大日本帝国を思い起こしてもらえればよいかと思います。確かに日本は、世界観のレベルでは、西欧の概念を無理やりに当てはめるなら「宗教」と呼ばざるをえない国家神道というイデオロギーに立脚していました。しかし国家システムの中で、政治的意思決定に、神官、つまり神道家、神主が介入する余地は全くありませんでした。実際、我々は、政治に神道家や神主が関わった例を一件も知りません。大日本帝国の支配階層は、財閥と軍部であって、宗教者、神官ではなかったのです。実はこのことは、戦前の日本人にはよく理解されていました。

『神道の根本研究』、『日本学の基礎体系』の著者で『日本教典』の編者でもあった日本精神学の権威原正男は、国体とイスラームの関係について以下のように述べています。

我が国においては、古来儒仏二教が重視され、それ等は我が国に於て保護を受けて発達し、明治になってからは、キリスト教徒でも政治軍事の機関に入ることを許され、キリスト教信者の外人をも政府の重要機関に雇い入れたこともある。然るに我が国においては神祇を崇び祭祀を重んずることにおいては何人と雖も秋毫も此れを冒すことは許されない。是と同じに回教国に於ては『アルラーの他に神なし、マホメッドは神（アルラー）の預言者なり』という信念を冒すことは許されない。之を冒すことは宗教上の背教者たるのみならず、回教国の謀反人となる。然し異教徒と雖も此根本義に反抗するに非ざるものは、其治下に移住することを許され、有能の者は高位高官に登ることも出来たのである。

・・中略・・回教国は我が国と同じく宗教的信念に基づき成立しているのである。然かも両者とも祭官政治、僧侶政治の国ではない。換言すれば、政治、軍事は特殊の祭官又は僧侶に依って行われるのではない。それらの分野は比較的自由の立場にあつて、宗教的掣肘を受くることもなくその機能を発揮することが出来るのである。（原正男『日本精神と回教』大日本回教協会発行 誠美書閣版、93-94頁）

戦前の日本の国家神道と類似性があることの是非はともかく、西欧の政教一致、政教分離といった概念枠組みでイスラーム政体、カリフ制を見ようとするものが誤解を生むこと、そしてそれでも取ってそうした用語で記述しようとするなら、カリフ制はむしろどちらかというなら世俗国家に近いということだけ

は理解していただけたと思います。

また原正夫が言うように、異教徒であっても、イスラームの根本教義に反する行動を敢えて取らない限り、カリフ制にあって高位高官に昇れることも、カリフ制が世俗国家であることの傍証になるでしょう。

政教一致の「理念型」とも言える宗教国家バチカン市国では、今日でも元首である教皇は言うまでも無く、高官は全てカトリックの高位聖職者です。一方、世俗国家では公職につくのに宗教の帰属が問われることがないのは原則だとしても、日本でも元首である天皇は神道の最高祭司でもあるため、異教徒が天皇になることはできず、イギリスでも国家元首である王（女王）はイギリス国教会の首長でもあるため、異教徒が国王になることはできません。カリフ政体も同じで、カリフやイスラーム法廷の裁判官などを除き、公職は異教徒にも開かれており、歴史的にも15世紀のオスマン・カリフ国メフメト2世の財務大臣ヘキム・ヤクブ・パシャがユダヤ人であったように、異教徒が高位高官となったことも珍しくありませんでした。カリフ国家はその意味においても世俗国家とも言えることになります。

### 13. カリフ制の多元主義

次に挙げるべき特徴は、カリフ制の法多元主義です。先ほど、イスラームの統治の特徴として、単一の法、シャリーアの支配をあげましたが、そのことと法多元主義は矛盾しません。なぜならば、シャリーアは、ムスリムのみのもだからです。ですから、礼拝、浄財（ザカー）、齋戒、巡礼などのイスラーム法上の義務が異教徒に課されることはありません。また飲酒、乳兄弟姉妹との結婚のようなムスリムの禁忌を異教徒が守る必要はありません。ただし、そうしたイスラーム法に違反する行為を公の場で行うことは、ムスリムの公序良俗を乱すために許されません。また、殺人、窃盗、強盗、といったムスリムと異教徒の双方の安全を脅かす犯罪には、イスラーム法が準用され、売買、賃貸、貸借、商行為などの民事の訴訟も、住民全ての共通の法としてイスラーム法によって裁かれます。

カリフ制、イスラーム法の多元主義が最もはっきりと看取されるのは家族法の領域です。イスラーム法は、結婚、離婚、相続などの家族関係行為を、各宗教共同体の宗教法が管轄する領域とみなします。家族関係は、各宗教共同体がそれぞれの宗教裁判所を設けて、届出手続きや訴訟などの自治を行うことが認められています。

従って、カリフ政体とは、ムスリムだけが住む排他的な空間ではなく、ムスリムと非ムスリムが、治安や商業などの公共空間においては、全ての住民に共通するイスラーム法の規定に服し、宗教によって規定の異なる家族法などの問題についてはそれぞれの宗教共同体の自治が認められ、共存する空間ということになります。ですから、欧米では同化を強いられて聖書の律法に沿った生活を送ることが許されなかったユダヤ教徒も中東イスラーム世界では、自分たちの宗教裁判所を持ち、律法に沿った生活を送る「自由」がありました。現在のイスラエルで律法に基づく家族法がラビ裁判所の管轄になっているのは、オスマン・カリフ国の宗教自治制度をそのまま踏襲したものです。アメリカのキリスト教系新興宗教モルモン教も、アメリカでは一夫多妻を禁じられていますが、カリフ制の下では、ユダヤ教徒と同じく、嗜れて一夫多妻の自由を獲得することができますと思います。

イスラームでは、欧米では公法の刑法に関わる姦通などの家族関係法が、それぞれの宗教共同体の自治に任されます。その一方で欧米では公法である刑法だけでなく、商業活動一般も、全住民に共通に法が適用される公共空間とみなされます。売買、貸借、賃貸借、賃労働などにおいて、ムスリムだから優遇される、契約を破ってよい、異教徒の権利は保障されない、といった差別は一切ありません。異教徒の財産権は、ムスリムと全く同じように保護されます。但し、商業活動一般が公共領域とされるのにも例外があり、例えば、イスラーム法の禁ずる豚や酒は公共の市場では公序良俗に反するとして売買が禁じられます。それらは非ムスリムのコミュニティーの私的空間の中でのみ取引されます。また利息についても、ムスリムの間の利息を定めた契約は無効とされますが、非ムスリム同士の場合は有効でありその法益は保護されます。

#### 14. カリフ制下の宗教の共存

カリフ制は、ムスリムと異教徒が共存する空間と言いましたが、ムスリムに関して、国籍、民族、言語などに関わらず無条件に全てのムスリムを受け入れなくてはなりません。異教徒に関しては条件があります。まず、1年以内の短期滞在者については、イスラームからの背教者を除く全ての異教徒が、カリフ政体に属するムスリムの誰か独りでも身元保証人になれば、カリフ政体はその入国を認め安全を保証する義務が生じ、拒むことは許されません。カリフ制では異教徒の受け入れは、国家ではなく個人の権利なのです。

一年以上の滞在を望む者は、イスラーム法に反さず、税金を納める、との庇

護契約を結ぶことによって、子々孫々に至るまで有効な永住権を獲得します。この権利を得た者が庇護民（ズィンミー）です。この庇護民については、一時滞在者と違って、受け入れが許される異教徒の範疇をめぐって法学派間で対立があります。細かい議論を省いて大枠を述べると、スンナ派4大法学派のうち、ハナフィー派とマーリキー派の定説、それにハンバリー派の少数説では、背教者を除く全ての異教徒が庇護民となりえます。他方、シャーフイー派の定説とハンバリー派の多数説では、ユダヤ教徒、キリスト教徒、ゾロアスター教徒だけが庇護民としての永住権を認められます。また一時滞在者の受け入れが、ムスリム個人の権利だったのに対して、庇護契約の締結は、カリフの大権です。

庇護民の範疇については学説が分かれていますので、どの説を選ぶかは、カリフの決断次第です。私としては、新しく選ばれるカリフは、背教者を除く全ての異教徒を庇護民として受け入れるハナフィー派、マーリキー派の定説、それにハンバリー派の少数説が採用されることを希望しました予測してもいます。

## 15. カリフ制と税

カリフ制の下では、ムスリムには税金はかかりません。但し、税金の代わりに、浄財（ザカー）が課されます。浄財は家畜、穀物、金銀などで税率が異なりますが、金銀、商品などの資産の場合年間2.5%の浄財が課せられ、ジハード、戦争になれば徴兵されることになります。異教徒の庇護民には浄財は課されず、徴兵を免じられる代わりに、「ジズヤ」と呼ばれる税金がかかります。<sup>③</sup>「ジズヤ」は人頭税、貢租などと訳され、あたかも重税のような印象を与えますが、実は極めて安いのです。ジズヤの税額、あるいは税率はカリフの裁量に任される、との学説もありますので、確定はできませんが、以下の諸学説から凡そのイメージはつかめると思います。まず、学派にかかわらず、女性、子供、無職の貧者は最初からジズヤは免除されており、全く払う必要がありません。課税される成人男性でも、ハナフィー派とハンバリー派では、銀1万ディルハム以上の資産のある富裕層で年間48ディルハム、200ディルハム以上の資産を有する中間層で24ディルハム、資産200ディルハム以下の貧困層で12ディルハム（ハンバリー派、ハナフィー派）、マーリキー派では40ディルハムか金4ディーナール、シャーフイー派では、上流で4ディーナール、中流で2ディーナール、

③ただし、敵性国家から貿易のために入国した異教徒の商人、庇護民の貿易商には、それぞれムスリム商人の商品に課される浄財の4倍、2倍の10%、5%の税が課されます。これは、世界全土が「イスラームの家」に転化するまでの間は、実質的には異教徒に対する関税として機能します。

下流では1ディーナールになります。1ディーナールはおよそ金4.25グラム、1ディルハムはおよそ約3グラムですので、2009年の金銀の相場は金が1グラム約3000円、銀が約50円ですので、ハナフィー派とハンバリー派では、およそ150万円以上の資産のある富裕層でおよそ年間7200円、資産30万円以上の中間層で3600円、資産30万円以下の貧困層で1800円、マーリキー派では6000円か50000円、シャーフィー派では、富裕層で50000円、中間層で25000円、貧困層では12500円になります。

ジズヤには累進課税のようなものはありませんから、これで全てです。欧米では「代表なくして課税なし」の標語の許に為政者たちが議会で立法で好きなように課税ができるようになっていますが、イスラームではそもそもムスリムにはイスラーム法の定めるザカー（浄財）以外の税を課すことは許されず、庇護民にもジズヤ以外の税は課されません。通常、地租と訳されるハラージュは税金ではなく征服地の使用料と考えるのが分りやすいです。日本のような消費税や関税など、さまざまな名目による課税は、議会で論ずるまでもなく、初めから許されないのです。

多数説ではジズヤは定額であって定率ではないので、どれほどの割合かイメージしにくいですが、ハナフィー派、ハンバリー派の150万円以上の資産のある富裕層で7200円という規定を見ると、0.48%になりますので、現行の日本の税などに較べても破格に安いことだけは分かるかと思います。ムスリムの浄財2.5%に比べても低くなっています。正統カリフ時代の初期の僅か10数年で、カリフ政権が概して住民の大きな抵抗を受けることなくササン朝ペルシャ帝国を滅ぼし、東ローマ帝国の文化的・経済的先進地帯であった南半分を征服することができたのは、この軽い税負担によるところも大きかったと思われます。勿論、税が安いことは、自分たちの福祉厚生は自分たちの責任で自律的に行わなければならないことを意味しますので、国家の奴隷に墮してしまって重税でも福祉国家を望む現代人には堪えられないかもしれません。

## 16. カリフ制の反全体主義

カリフ制の特徴として、最後に挙げるべきは、その反全体主義です。イスラームには人を洗脳する教育といった発想はそもそもありません。イスラームにおける知は、神の啓示に聞き従うことを求める信徒の知への希求によって、つまり学ぶ者の主体性によって起動します。イスラーム法学の定めるカリフ制の職務の中に「教育」はありません。

判断力のない6歳児から、親から引き離して一定の場所に連日長時間拉致監禁し、国家の検定した情報と価値観で洗脳し、領域国民国家に隷属する国民を作り上げるような全体主義とはカリフ政体は無縁です。

私は学部学生の頃から、古典学者として、現在の自分の生まれ育った文化を相対化し、現代の偏見を排して古典の世界観をそのまま理解するように自覚的に努めてきたつもりですが、幼い頃からの洗脳を解くのは大変難しく、なかなか現代の偏見から自由になることはできません。それでもそうやって虚心坦懐に古典を読もうとの努力を続けていると、毎日のように自分が今までどれだけ深く洗脳されていたのかに気づかされる新たな発見があるものです。

カリフ政体は、たとえばスリムの住民に対しても、いかなるイデオロギー教育も行いません。教育は一義的には家族、そして社会の権利であり、義務であるからです。カリフ政体の反全体主義は、イスラームの世界観に由来します。現代世界に支配的なイデオロギーは、ヨーロッパ・キリスト教文明に基礎をおいています。キリスト教は、霊と肉、聖と俗、教会と国家を分け、人間の心を肉体と区別される霊とみなし、霊にかかわるものを聖なる領域とし、その聖なる領域を教会の支配下におきました。そしてその支配の最大の武器がカトリックの告解、懺悔、罪の赦し、贖宥という制度でした。ところがルネサンスから宗教改革を経て、教会の権威が失われその支配が崩れると、人間の心の支配権は、肥大化した世俗の国家権力に握られるようになりました。学校教育という洗脳が、その完成形態です。このキリスト教ヨーロッパ文明の世界観では、人間の心、霊も、教会の支配下におかれねばならないために、口に出し、表現され、外在化されなければなりませんでした。それゆえ、キリスト教ヨーロッパ文明においては、内心の自由、信仰の自由、宗教の自由といったもの要求は、実は心の自由、内部の霊の自由でなく、信仰告白の自由、信仰の表現の自由、典礼、説教、宣教の自由といった外在化されたこの世における行動の自由の要求に他ならないのです。

一方、神と人間の間にはいかなる媒介者も認めないイスラームにおいては、内心とは文字通り内心であり、それを知る者は神だけしかおらず、その自由は絶対です。イスラームは内心の自由を尊重し、クルアーンで「詮索してはならない」(49章12節)とスパイ行為を禁じており、人の内心を詮索しようとはしません。キリスト教では猖獗を極めた異端審問、魔女狩り、あるいは日本のキリシタン迫害のように、信徒たちが心に秘めた内心の信仰を暴こうとする試みは、イスラームの歴史では生じませんでした。現代の学校教育のように個人の内心を支

配しようとする洗脳をイスラームが行わなかったのも同じ理由です。

逆に、内心の思い、考えは一旦口にされ、紙に書かれれば、それはもう神と自分だけがかかわる内心の問題ではなく、社会を巻き込む外部世界に現れた行為の問題になります。イスラームは、言葉と行為において、イスラームの教義を守っている限り、内心の信仰を詮索し、洗脳しようとすることはありませんが、一旦、イスラームの教えを否認する言葉を発するか、義務を否定する行為を行った場合、それはもはや信仰の問題ではなく、行為の問題として処理されますので、いかなる自由も認めません。イスラームが信仰を強制しない、内心の自由に干渉しない、というのは厳密な意味での内心の信仰を意味しています。そしてそれは神と人間の間にはいかなる媒介者も決して認めないイスラームの世界観に由来しています。それゆえ、霊、あるいは人間の精神を教会の支配下に、そしてその権威が崩壊してからは国家、の支配下におこうとして、厳密な信仰と行為の区別を曖昧にしてきたキリスト教ヨーロッパの文化を背負った「信仰の自由」の概念の色眼鏡で、イスラームにおける信仰と自由の問題を考えると全く的外れな誤解しか生まないのです。カリフ制の反全体主義を理解するためには、先ず、われわれが知らず知らずのうちに毒されているヨーロッパ・キリスト教起源の「自由」、「信仰」、といった概念の普遍的有効性、妥当性を問い直す必要があるのです。

## 17. 能動市民と受動市民

イスラームの反全体主義は、ムスリムへのイデオロギー教育の不在と並んで、庇護民（ズィンミー）に、カリフ政体へのいかなるコミットメントも求めないことにも現れています。庇護民に求められることは、イスラーム法を公然と踏みじらないという消極的な服従であり、それ以上に、信じてもないイスラームの大義を学ばされることもなく、それに積極的な忠誠を示させられることも、その施行を迫られることもありません。勿論、イスラーム政体を守るために戦争に従軍する義務はありません。子供が拉致洗脳されたり、自分の住む国の国制を承認しているか否かにかかわらず、全ての国民が国旗に向かって起立を迫られたり、国家を歌わされたり、裁判員を押し付けられ、為政者たちがでっかあげた法律に従って裁判を行うことを強制されるような国は全体主義国家でしかありません。

カリフ政体は、その経営を担うイスラーム法上の義務を負う能動市民であるムスリムと、カリフ政体を支えるいかなる義務も負わない受動市民である庇護

民（ズインミー）を区別します。そして受動市民である庇護民には、カリフ政体に対するいかなるコミットメントも求めないカリフ政府は全体主義国家ではありえないのです。

先ず自分たちの権利は何か、を考える西欧人たちが、庇護民を二級市民と呼ぶことは、理解できないではありません。しかしムスリムは、先ず自分たちが課されている義務は何かを問います。このムスリムの概念構成の枠組みで考えると、庇護民のことは、カリフ政体を積極的に支える義務を負う「能動市民」に対して、税金（ジズヤ）を払い、イスラーム法に表面的に反した行為を行わず消極的に服従するだけで安全保障を享受することができる「受動市民」と呼ぶのがより実態に即しており、適切であるように思います。

## 18. カリフ制公宣の使命

以上、駆け足でイスラーム政治とその政体、カリフ制の特質を概観しました。カリフ制とは、ムスリムと異教徒がそれぞれの宗教の実践においては共同体毎に自治を行いつつ、生命、財産、名誉の安全を保証されて共存することを、カリフを元首とするウンマ、ムスリム共同体がイスラーム法を施行することによって可能にする政治システムです。そしてそのカリフ制の下で、宗教、民族、出自などの区別なく全ての住人と、物資、資本が自由に移動することができる法治空間が、「ダール・アル＝イスラーム（イスラームの家）」ということになります。

そして、このカリフ制、ダール・アル＝イスラームを地球全体に広げることこそが、イスラームの公宣の使命だ、というのが、今日の私の発表のポイントです。

イスラームは平和の宗教であり、宗教の自由を保障しており、ジハードを行ったのはあくまでも自衛のために他ならなかった、といった言説が、一部のムスリムの護教法たちの間で蔓延しています。こうした言説は、イスラームがジハードによって信仰を広めようとしたのではない、という意味ではあれば、間違っていない。先に述べた通り、イスラームでは、信仰は神のみが知る内心の問題ですので、力づくで強制できるようなものではないからです。しかし、それが、イスラームがイスラームの法の支配の公宣を武力によるジハードによって押し進める使命を帯びていない、という意味で言われているなら、明白な誤りです。

イスラームの信仰をジハードによって広めることは許されませんが、イス

ラーム的秩序、あるいはイスラームによる法の支配は、ウンマにその力があるならば武力に訴え、ジハードによって地球全土に広げる義務があります。ジハードによってでも全世界に広める必要があるのは、イスラームの信仰ではなく、イスラーム法の支配です。そしてイスラーム法の支配を全世界に広めるとは、神の所有地であるこの地球全土を「ダール・アル＝イスラーム」に転化すること、つまり地球全土を宗教、民族、出自などの区別なく全ての住人と、物資、資本が自由に移動することができる法治空間に作り直すことです。そしてそれは今日の世界においては、地球を寸断する国境を廃絶し、領域国民国家の檻から全人類を解放し、法の支配の確立によって世界の支配者たちによる富の壟断を打破することに他なりません。そしてそれこそが、今日（きょう）の私の話の表題となっている。「イスラームの今日的使命 — カリフ制再興による大地の解放」なのです。

## 19. ジハードによる公宣義務

しかしそもそも、イスラームの信仰ではなくイスラームの秩序を武力に訴えてでもジハードによって広げるとは何を意味し、またなぜそれがイスラームの使命と言えるのでしょうか。

マッカにおいて預言者ムハンマドが宣教を始めた時点では、その宣教の内容は、神の唯一性、楽園と火獄のような幽玄界の信仰、困窮者、弱者の扶助などの倫理であり、あくまでも個人を対象としていました。ところが預言者と信徒たちがマッカからマディーナに移住（ヒジュラ）し、マディーナにムスリム信徒団を中心とする「都市国家」が成立した後は、教えに傷害殺人、強盗、窃盗などの犯罪に対する刑罰の執行による治安の維持、徴税と厚生福祉、異教徒の取り扱い、交戦法規などの法規定、つまり政治的権威を有する者が果たすべき義務が付け加わります。そしてマッカを征服し、アラビア半島をイスラームの教えの下に統一し、預言者ムハンマドに下されたアッラーの啓示が完了した時点において、イスラームの宣教の形は、マッカ期の個人に対する信仰と倫理の教宣から、ジハードによるイスラーム的秩序の拡大による世界の解放へと変質を遂げていました。

イスラームの宣教が、イスラーム的秩序の拡大へと変質した、と言っても、勿論、それは個人と社会のレベルでの信仰と倫理の教宣が廃棄された、ということではありません。ただ、そうした個人、社会レベルの教宣はあくまでもムスリム個々人が各自でおこなうべきことであり、秩序の樹立を可能とする軍事

力を保有するに至ったウンマ（ムスリム共同体）が全体として行動する集団的  
行為目標としては、イスラーム的秩序の拡大が優先事項となった、ということ  
なのです。

このことはイスラームの交戦規定の中に明瞭に現れています。アッラーフは  
聖クルアーンの中で以下のように仰せです。「啓典を授けられた者たちで、アッ  
ラーも最後の日も信じず、アッラーと彼の使徒が禁じられたものを信じず、真  
理の宗教を受け入れられない者たちとは、彼らが卑しめられて手ずからジズヤ  
（税）を支払うまで戦え」（クルアーン9章29節）。さらに、預言者の直弟子であ  
ったアル＝ムギーラはニハーバンドの戦いの日にペルシャ軍に対して「我々の主  
の使徒である預言者は、我々に対してお前達がアッラーフのみを崇拜するか、  
税（ジズヤ）を支払うまでお前達と戦えと命じた」（ハディース：アル＝ブハー  
リー）と述べたと伝えられています。

イスラームに入信はしなくとも、税（ジズヤ）が納められさえすれば、それ  
以上の戦いは許されませんが、納税も拒否されたときは、戦いが不可避となる  
のです。つまり、ジハードの目的は、イスラームへの入信ではなく、納税によ  
るイスラーム的秩序への編入なのです。逆に言うなら、イスラーム的秩序の拡  
大は、武力によってでも押し進めなければならない最優先課題だったのです。  
確かにイスラームへの入信は、「最初に呼びかける」という意味においては、  
最も望ましいことは事実です。しかしそれが拒まれた場合には納税という別の  
選択肢が提示される以上、イスラームの入信はあくまでもオプションであ  
って、強制される納税こそが優先事項ということになります。

預言者ムハンマドへの啓示が完了し、アラビア半島の統一で完成をみたイス  
ラーム共同体は、世界へのイスラームの公宣に取り掛かります。ところがその  
公宣に対して拒むことが許されず、武力を用いても強制されるべきなのは税金  
（ジズヤ）の支払いであって、イスラームへの入信ではなかったのです。

ウンマ（ムスリム共同体）を束ねるカリフがイスラーム法によって統治し、  
多数の宗教共同体が宗教的自治を享受して共存する法治空間が「イスラームの  
家」です。そしてイスラームの公宣の使命とは、このアッラーの大地、即ち地  
球全土を「イスラームの家」に変えることなのです。

## 20. 法の支配の拡大、搾取と抑圧の打破

イスラームは信仰を強制することはありませんが、イスラーム的秩序、イス  
ラームの法治空間、「イスラームの家」は武力によってでも全地球上に広げら

れなければならないのです。それはなぜなのでしょう。

イスラームとは、アッラーへの絶対帰依を捧げること、つまりアッラーの命令のみに服従することを意味します。言い換えれば、イスラームとは、アッラー以外に命令を下すあらゆるものの支配を否定することです。狭い意味での宗教のような人間の内心のみにかかわること、つまり自らが自分の判断で服従するものに関しては、その支配からは自分で考えて判断した上で自らを解放するしかなく、外から力づくでは変えることはできません。

しかし暴力によって強制されている外的な支配、即ち政治的支配が存在する場合には、対抗暴力によってそうした支配者の手から被支配者を解放する必要があります。それゆえイスラームは、人民を自分の支配領域に囲い込み、徴税などの名目で搾取する地域的支配者とその手先たちから、人民を解放するために、剣を携えてイスラーム的秩序の公宣を行ったのです。

そうして外的な政治的支配から解放され、「イスラームの家」の内部での自由な移動、経済活動が保証された後には、イスラームの信仰が強制されることはありません。異教徒は「イスラームの家」の中でムスリムが実践しているイスラームの倫理、社会、経済、政治の全てのシステムを自ら見て体験します。その上で、それを学び受け入れ、自分を縛っていた過去の宗教、慣習の束縛から自らを解放し、アッラーのみへの服従を受け入れるかどうかは、本人の選択に任されます。

ですから、征服地のイスラーム化は着実にではありますが、ゆっくりと進んでいきました。アリー・ジュムア師（エジプト・アラブ共和国ムフティー）の研究によると、ムハンマドの宣教開始から100年後の時点のムスリム人口比率は、イランで5%、イラクは3%、シリア、エジプトは2%でしかありませんでした。それぞれの国において人口比が25%になるのは、185年、225年、275年、295年、50%になるのは235年、280年、330年、330年、75%に達するのは、280年、320年、385年、385年を経てからです。<sup>④</sup>

このことはイスラームの公宣の目的が現世の利益、税収にあったことを意味しません。納税の受け入れはイスラームの法秩序の遵守の表明です。そしてそれに対して生命と財産の安全の保証が与えられます。イスラームの公宣の最優先課題は、それぞれの宗教の信徒が宗教の領域における自治を享有し、全ての住民が生命、財産の安全を保証されるイスラームの法治空間を全世界に広げることなのです。

---

④ Cf., 'Alī Jum'ah, *Shubhāt wa ljābāt ḥawla al-Jihād fī al-Islām*, Cairo, 2002, p.91.

## 21. イスラームと戦争

と、ここまで随分と威勢の良いことを言いましたが、実際には、現在、イスラームの公宣が武力によって推し進められることはありません。イスラームの公宣の使命は、武力に訴えてでもジハードによりイスラーム的秩序を全世界に広めること、世界を「イスラームの家」の家に転化することにあります。それには、イスラーム的秩序、「イスラームの家」が存在することが条件からです。イスラーム的秩序とは、唯一人の元首カリフの下にウンマ(ムスリム共同体)が、法の支配を確立する、つまりイスラーム法を実践する政体、カリフ制であり、「イスラームの家」とは、唯一の元首カリフに象徴される統一された法治空間です。イスラームの公宣とは、この法治空間を世界に広めることです。それゆえ、イスラームの公宣はカリフのみの大権なのです。しかしオスマン・カリフ国の滅亡以来、カリフ位は空位となっており、今日、カリフはいません。だからイスラームの武力による公宣は行われることはありません。

では、カリフ制が再興されれば、実際にウンマが武力による世界制覇を始めるか、というと、そうはならないでしょう。それはウンマが自衛はなんとか可能でも、到底世界制覇を目指す武力がない、ということだけではありません。イスラームは戦争を禁じてはいません。それはクルアーンやハディースのテキストの文言からも預言者とその直弟子たちの時代の歴史的事実からも疑う余地はありません。しかし、それは馬と剣による戦争です。同じ「戦争」の語があげられているからといって、剣を交わし、剣を落とした方が、イスラームの入信の言葉を唱えればその命を救われるような、牧歌的な預言者たちの戦いと、ロケットや無人飛行機からの爆撃によって、戦闘員だけでなく非戦闘員も巻き添えになり、敵の顔を見ることもできずに殺戮される現代の野蛮な殺戮劇を同じものと考えてはなりません。預言者ムハンマドに遡る言葉「地獄の火の主(アッラー) 以外には、火の責め苦は許されない」(ハディース：アル=ブハリー、アフマド)により、イスラームでは人を焼き殺す火器の使用は禁じられています。カリフ政体は、大量破壊兵器を使用する野蛮な国々からの自衛のために対抗して止むを得なく使用する以外に火器を使うことはできません。イスラームの公宣の目的は、イスラームの教えを広めるために、人々を人間による人間の不正な支配から解放することです。そのイスラームの公宣がイスラームの禁ずる野蛮な近代戦によって行われることはありません。再興されたカリフ政体のイスラームの公宣は武力によってではなく、真理の力により、近隣諸国が自発的に、カリフ制に編入を求めてくるようになるイデオロギー戦争になる

でしょう。

## 22. 真のグローバリゼーション、ユートピア

今日のウンマ、ムスリム共同体の抱える最大の問題は、カリフ制、「イスラームの家」の不在です。現代の国際秩序とは、神の大地を篡奪し、人々の自由な往来を阻む国境によって寸断し、領域国民国家の檻に人々を囲い込み搾取する支配者たちの縄張り協定です。そして今や、アメリカの強欲資本主義が、「グローバリゼーション」の名の下に、弱肉強食の無法によってこの現代世界を支配しようとしつつあります。今こそ、ウンマ、ムスリム共同体は、預言者ムハンマドのイスラームの公宣の使命に立ち返り、「真のグローバリゼーション」の理念を世界に延べ伝える義務を負っています。つまり、国境を廃絶し、人々の生命、財産、名誉、伝統的宗教の自治が保障され、人と物と通貨が自由に移動することができ、支配者たちが恣に自分たちに有利なルールを作り、税金を課すことを許さない法の支配する空間、「イスラームの家」を地球全土に広げることこそが、真のグローバリゼーションなのです。

しかしそのためには、先ずウンマは、自らが、国境のない統一された法治空間を作り出さねばならず、それには唯一人の元首の下のウンマの統一を実現するカリフ制の再興が不可欠なのです。

そして、イスラーム政治の理念型とは、カリフ制、「イスラームの家」の実現であり、カリフ制、「イスラームの家」とは静態的な領域国民国家ではありません。そうではなく、カリフ制、「イスラームの家」とは、領域国民国家を廃絶し、地球全土を生命、財産、名誉、宗教的信念、そして人、モノ、資本の移動の自由が保障された法治空間に変えていくダイナミックな運動体なのです。

そして、このイスラーム政治の理念型、カリフ制、「イスラームの家」の実現を目標として掲げない政治運動は、イスラームの名を組織名に掲げていようと、イスラーム政治運動とは呼べません。そしてイスラーム世界に現存する全ての領域国民国家が、イスラーム政治の理念型に照らして、非イスラーム的、あるいは反イスラーム的であるのと同様に、これらの国家に反対し、反体制イスラーム政治組織と呼ばれているものも、その絶対多数はやはり、非イスラーム的、あるいは反イスラーム的組織でしかありません。

しかし、インターネットの発達によって、イスラーム政治の実現を目指す運動を弾圧するイスラーム世界内外の権力による言論統制が及ばない言説空間が

拡大しつつあります。それゆえカリフ制、「イスラームの家」の再興こそが、イスラームの政治である、との認識が徐々に広まりつつあるように思えます。イスラーム政治の理念型としてのカリフ制、「イスラームの家」を座標軸に据えることにより、イスラーム政治組織、と呼ばれていながら、その実、イスラーム政治組織と呼ばれるに値しない諸々の政治運動をも含めて、イスラーム世界のイスラームを巡る様々な動き、潮流の布置の見取り図を描き、その将来の展開の予測を行うことが可能になります。

鳩山新総理は、『Voice (ボイス)』2009年 09月号に掲載され反米的と中傷された論文「私の政治哲学」を「EU(ヨーロッパ共同体)の生みの親」と称されるクーデンホーフ・カレルギーの次の言葉で締めくくっています。「すべての偉大な歴史的出来事は、ユートピアとして始まり、現実として終わった。そして一つの考えがユートピアにとどまるか、現実となるかは、それを信じる人間の数と実行力にかかっている。」

ムスリムを自称する者の中にも、カリフ制をユートピアだと揶揄し、カリフ制再興の妨害のプロパガンダに血道をあげる諸勢力もあります。

第二次世界大戦で互いに殺し合い6000万人が死んだヨーロッパの統一はユートピア、夢物語とみなされていました。しかし信念の人クーデンホーフらの不退転の決意により、今日、国境を越えて自由に人、モノ、資本が行き来するEUが成立しました。また56の民族と10億を超える人口を有する中国、21の公用語があり10億を超える人口を抱えるインドも、政治的統合を成し遂げています。一つの神アッラー、一つの啓典クルアーン、一人の預言者ムハンマド、一つの法(シャリーア)を共有する一つの宗教共同体ウンマが、どうして政治的統一の達成、カリフ制、「イスラームの家」の再興ができないということがあるのでしょうか。

そう考えるムスリムが今、世界中で着実に増えてきています。とはいえ、カリフ制と、「イスラームの家」の再興というイスラーム政治の理念型を正しく概念構成したとしても、その具体的な実現に向けての計画、方針、戦略は、それぞれの有するイスラームの学知、そして身をおく政治・社会・経済・文化状況、そして国際状況などによって違ってきます。

## 23. 終りに

「イスラーム政治」、「カリフ制」の理念型を用いて、個々のムスリムの運動の内的論理と方向性を分析し、それらの布置を明らかにする作業を行う時間は、

もう残されていません。

「あるべきイスラームの政治像」の探求に費やしたこの20年、私は何程の研究成果もあげることではできませんでした。「あるべきイスラームの政治像」の理念型、カリフ制と「イスラームの家」を用いた現代イスラーム政治運動、思想の分析は、私たちの世代より優れた若い研究者たちの手に委ねたいと思います。

### 参考文献

Hassan Ko Nakata, *The Mission of Islam in the Contemporary World*, Saba Islamic Media, Kuala Lumpur, 2009, ISBN 978-967-5084-13-3.

Hassan Ko Nakata, *Misi Islam di Zaman Modern - Membebaskan Dunia dengan Khilafah*, Pustaka Muallaf, 2009, Jakarta, ISBN:979-95861-2-7